

重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

通所介護及び第1号通所サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）

1 運営の方針

利用者の要介護状態等の心身の特徴を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

また、事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の職員体制

当施設に勤務する職員の職種及び員数は以下の通りです。

管理者	1名（常勤）		
生活相談員	4名（常勤	3名、非常勤	1名）
看護職員	2名（常勤	1名、非常勤	1名）
介護職員	11名（常勤	4名、非常勤	7名）
機能訓練指導員	2名（常勤	1名、非常勤	1名）
調理員	委託		

3. 相談窓口

当施設のサービスに関する相談、要望等は管理者か、下記窓口までお申し出ください。

生活相談員：042-530-3213

東京都国民健康保険団体連合会においても専門の相談調査員による苦情相談窓口を設けております。

03-6238-0177（受付時間：平日の9時から17時）

通常の事業の実施地域である保険者（4市1町）の相談窓口は、別紙1の通りです。

4. 所在地及び設備の概要（契約書第4条1項）

(1) 所在地 福生市福生二宮2461番地

(2) 定員 30人

(3) 設備

① 浴室	1室	介護浴槽（椅子式、寝台式）、一般浴槽
② 静養室	1室	
③ 食堂・機能訓練室	1室	

5. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（1月1日から1月3日までを除く）
- (2) 営業時間 8：15 から 17：30
- (3) サービス提供時間 9：15 から 16：30

6. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、福生市、羽村市(一部地域)、昭島市（一部地域）、あきる野市（一部地域）、瑞穂町（一部地域）とします。

- (1) 一部地域の内容 羽村市：双葉町、神明台、川崎 / 昭島市：松原町、美堀町、緑町
あきる野市：平沢東、二宮東、小川東 / 瑞穂町：むさし野、南平

7. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 送迎時間の連絡 送迎時間に変更がある場合は、事前に電話にて連絡します。
- (2) 体調確認 ご利用日の朝、ご家族にてご確認ください。
- (3) 体調不良等によるサービスの中止・変更 体調不良や病気等の場合、サービスを中止・変更することがあります。その場合、ご家族に連絡し、適切に対応します。
- (4) 設備、器具の利用 本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございますのでご了承ください。
- (5) 利用のキャンセル ご利用日の前日 13:00 までにご連絡ください。ご連絡がなかった場合は、キャンセル料として 770 円を申し受けます。
- (6) 時間変更 なるべく前日までにお願ひします。

8. 緊急時等の対応

- (1) 利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせに従い、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、速やかにご家族・居宅介護支援専門員等へ連絡いたします。
- (2) 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従います。

9. 非常災害対策

非常災害に備えるため、管理者を防火責任者として消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備えます。

- (1) 防災時の対応 自衛災害緊急組織の編成、夜間自衛消防隊の編成により対応
- (2) 防災設備 消防法で定められた設備
- (3) 防災・避難・通報訓練 年 2 回実施

10. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 利用者に対する通所介護及び第 1 号通所サービス事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講

じ事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

- (2) 利用者に対する通所介護及び第1号通所サービス事業の提供により自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1.1. 苦情等への対応

利用者及びその家族などからの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、(別紙2)のとおり担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明いたします。

1.2. サービスの利用方法

(1) 利用申し込み

まずは、介護支援専門員(ケアマネージャー)とご相談ください。その後、担当者をご家族やご本人と面談し、ご利用の説明をさせていただきます。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) 契約の終了

① 利用者のご都合で契約を終了する場合

実際に通所介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

ア 利用者が介護保険施設に入所された場合

イ 利用者が亡くなられた場合、または被保険者資格を喪失した場合

ウ 要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

③ その他の終了

ア 利用者が利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族、身元引受人等が、当施設や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。この場合、7日前までに文書で通知いたします。

イ やむをえない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合。30日前までに文書で通知いたします。

1.3. サービス内容と利用料金

以下のサービスが受けられます。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。利用者の自立支援のため、身体能力を最大限活用した援助を行います(排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護)。

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します(衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助)。一般浴、チェアー浴、ストレッチャー浴の3形態ございます。心身の状況により浴槽の種類を考慮します。

(3) 食事に関すること（昼食 12：00 より）

給食を希望する利用者に対して、栄養士による献立により、栄養はもちろんのこと、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します（食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助）。

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施します。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります（レクリエーション、音楽活動、創作活動、行事的活動、体操など）。

(5) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供します。

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族などに対し日常生活における介護などに関する相談および助言を行います。

<サービス利用料>

(1) 通所介護及び介護予防通所介護の介護保険給付対象サービスの利用料

自己負担割合が1割の方は別紙3-1、2割の方は別紙3-2、3割の方は別紙3-3をご確認下さい。

負担割合につきましては、市区町村より発行されております「介護保険負担割合証」をご確認下さい。施設への提示もお願いいたします。

(2) 介護保険給付対象外サービスの利用料

昼食代	1食	670円（非課税）
おやつ代（※1）	1食	150円（非課税）
オムツ代（※2）	テープ式	1枚 130円（非課税）
	パンツ式	1枚 130円（非課税）
	パッド代	1枚 50円（非課税）
通常の実施地域を超える交通費	事業所から、通常の実施地域を越えて1Kmにつき 33円（税込）	
その他（※3）	・教養娯楽費：実費 （ご利用者の希望に応じて提供致します）	

※1 飲み物代：50円を含みます。 ※2 処分費用を含みます。

※3 別途、消費税を頂きます。

<キャンセル料>

予約を取り消した場合、以下のようにキャンセル料を申し受けます。

○ ご利用日の前日 13：00 までにご連絡をいただいた場合 無料

○ ご利用日の前日 13：00 までにご連絡をいただかなかった場合 770円

<利用料のお支払方法>

利用料は月末毎に計算し、翌月の20日までに請求書を発行いたします。

7日以内に以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口での現金支払い

② 指定口座への振込み（※振込手数料はご利用者負担となります。）

西武信用金庫 牛浜支店 普通預金 1209260
フソウカンリサービス（カ）

1 4. 秘密の保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、当該利用者及びその家族の個人情報を用いません。

1 5. 定款の目的に定めた事業

介護保険法による通所介護・短期入所生活介護・特定施設入所者生活介護

1 6. 施設・拠点等

通所介護、第1号通所サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）：ふそうケアセンター

短期入所生活介護：ふそうケアセンター

サービス付き高齢者向け住宅、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護：パステルライフ福生

1 7. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。

1 8. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員への周知徹底
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 虐待の防止を啓発・普及するための職員にたいする定期的な研修の実施

1 9. 感染症対策

事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を原則6か月に1回開催すると

ともに、その結果について職員への周知徹底。(必要時は随時開催)

- (3) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための職員に対する定期的な研修及び訓練の実施。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底。

20. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：なし

通所介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

扶桑管理サービス株式会社
ふそうケアセンター

東京都福生市福生二宮 2461 番地

管理者 佐藤 歩

説明者 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ (印)

ご家族氏名 _____ (印)

(別紙1)

通常の事業の実施地域である保険者の相談窓口

保険者	相談担当課	電話番号
福生市	福生市 介護福祉課 介護保険係	042-551-1764
羽村市	羽村市 高齢福祉課 介護保険係	042-555-1111 (内線142~144)
昭島市	昭島市 介護福祉課 介護保険係	042-544-5111 (内線2146・2147)
あきる野市	あきる野市 高齢者支援課 介護保険係	042-558-1969
瑞穂町	瑞穂町 福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	042-557-0594

(別紙2)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。

相談担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、相談担当者に必ず引き継ぎます。

相談・苦情の受付は口頭でも行いますが、窓口に「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも 応えられるよう対応します。

営業日、営業時間以外についても、勤務者などが対応し、速やかに相談担当者へ引き継ぎます。

(電話番号)	042-530-3213
(ファックス)	042-530-3214
(相談担当者)	管理者、生活相談員
(受付時間)	9:00～17:00

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 相談・苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともにサービス担当者からも事情を確認する。
- ② 対応の検討に際し、検討会議の必要があると判断した場合は、サービス担当者・管理者・生活相談員を含めた検討会議を開催する。
検討会議の開催の有無にかかわらず、必ず管理者まで検討の結果を報告する。
- ③ 検討の結果に基づいた具体的な対応を迅速に実施する(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)。
- ④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。
- ⑤ 必要に応じてケアマネージャー・市町村の担当課・国民健康保険団体連合会などに状況を報告する。

3 その他参考事項

普段から苦情が出ないように、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛けます。

- ① 毎日の朝礼で重要伝達事項の確認を行います。
- ② 従業者の資質の向上のための研修機会を確保します。

(別紙3-1)

<サービス利用料> (令和6年6月1日現在)

◎利用者負担：1割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152241]	370	¥3,866	¥3,479	¥387
要介護2 [152242]	423	¥4,420	¥3,978	¥442
要介護3 [152243]	479	¥5,005	¥4,504	¥501
要介護4 [152244]	533	¥5,569	¥5,012	¥557
要介護5 [152245]	588	¥6,144	¥5,529	¥615

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152246]	388	¥4,054	¥3,648	¥406
要介護2 [152247]	444	¥4,639	¥4,175	¥464
要介護3 [152248]	502	¥5,245	¥4,720	¥525
要介護4 [152249]	560	¥5,852	¥5,266	¥586
要介護5 [152250]	617	¥6,447	¥5,802	¥645

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152341]	570	¥5,956	¥5,360	¥596
要介護2 [152342]	673	¥7,032	¥6,328	¥704
要介護3 [152343]	777	¥8,119	¥7,307	¥812
要介護4 [152344]	880	¥9,196	¥8,276	¥920
要介護5 [152345]	984	¥10,282	¥9,253	¥1,029

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152346]	584	¥6,102	¥5,491	¥611
要介護2 [152347]	689	¥7,200	¥6,480	¥720
要介護3 [152348]	796	¥8,318	¥7,486	¥832
要介護4 [152349]	901	¥9,415	¥8,473	¥942
要介護5 [152350]	1,008	¥10,533	¥9,479	¥1,054

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152441]	658	¥6,876	¥6,188	¥688
要介護2 [152442]	777	¥8,119	¥7,307	¥812
要介護3 [152443]	900	¥9,405	¥8,464	¥941
要介護4 [152444]	1,023	¥10,690	¥9,621	¥1,069
要介護5 [152445]	1,148	¥11,996	¥10,796	¥1,200

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ [156099]※	22	¥229	¥206	¥23
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [156104]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額1割)			

利用された方だけに算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ [155301]	40	¥418	¥376	¥42
送迎を行わない場合(片道) [155612]	-47	¥-491	¥-441	¥-50

第1号通所サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 [A61111]	1,798	¥18,789	¥16,910	¥1,879
要支援2 [A61121]	3,621	¥37,839	¥34,055	¥3,784

利用される方全員に算定される加算

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1 [A66011]※	88	¥919	¥827	¥92
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2 [A66012]※	176	¥1,839	¥1,655	¥184
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [A66111]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額1割)			

※ 支給限度額管理対象外

(別紙3-2)
 <サービス利用料> (令和6年6月1日現在)
 ◎利用者負担：2割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152241]	370	¥3,866	¥3,092	¥774
要介護2 [152242]	423	¥4,420	¥3,536	¥884
要介護3 [152243]	479	¥5,005	¥4,004	¥1,001
要介護4 [152244]	533	¥5,569	¥4,455	¥1,114
要介護5 [152245]	588	¥6,144	¥4,915	¥1,229

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152246]	388	¥4,054	¥3,243	¥811
要介護2 [152247]	444	¥4,639	¥3,711	¥928
要介護3 [152248]	502	¥5,245	¥4,196	¥1,049
要介護4 [152249]	560	¥5,852	¥4,681	¥1,171
要介護5 [152250]	617	¥6,447	¥5,157	¥1,290

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152341]	570	¥5,956	¥4,764	¥1,192
要介護2 [152342]	673	¥7,032	¥5,625	¥1,407
要介護3 [152343]	777	¥8,119	¥6,495	¥1,624
要介護4 [152344]	880	¥9,196	¥7,356	¥1,840
要介護5 [152345]	984	¥10,282	¥8,225	¥2,057

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152346]	584	¥6,102	¥4,881	¥1,221
要介護2 [152347]	689	¥7,200	¥5,760	¥1,440
要介護3 [152348]	796	¥8,318	¥6,654	¥1,664
要介護4 [152349]	901	¥9,415	¥7,532	¥1,883
要介護5 [152350]	1,008	¥10,533	¥8,426	¥2,107

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152441]	658	¥6,876	¥5,500	¥1,376
要介護2 [152442]	777	¥8,119	¥6,495	¥1,624
要介護3 [152443]	900	¥9,405	¥7,524	¥1,881
要介護4 [152444]	1,023	¥10,690	¥8,552	¥2,138
要介護5 [152445]	1,148	¥11,996	¥9,596	¥2,400

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ [156099]※	22	¥229	¥183	¥46
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [156104]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額2割)			

利用された方だけに算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ [155301]	40	¥418	¥334	¥84
送迎を行わない場合(片道) [155612]	-47	¥-491	¥-392	¥-99

第1号通所サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 [A61111]	1,798	¥18,789	¥15,031	¥3,758
要支援2 [A61121]	3,621	¥37,839	¥30,271	¥7,568

利用される方全員に算定される加算

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1 [A66011]※	88	¥919	¥735	¥184
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2 [A66012]※	176	¥1,839	¥1,471	¥368
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [A66111]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額2割)			

※ 支給限度額管理対象外

(別紙3-3)
 <サービス利用料> (令和6年6月1日現在)
 ◎利用者負担：3割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152241]	370	¥3,866	¥2,706	¥1,160
要介護2 [152242]	423	¥4,420	¥3,094	¥1,326
要介護3 [152243]	479	¥5,005	¥3,503	¥1,502
要介護4 [152244]	533	¥5,569	¥3,898	¥1,671
要介護5 [152245]	588	¥6,144	¥4,300	¥1,844

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152246]	388	¥4,054	¥2,837	¥1,217
要介護2 [152247]	444	¥4,639	¥3,247	¥1,392
要介護3 [152248]	502	¥5,245	¥3,671	¥1,574
要介護4 [152249]	560	¥5,852	¥4,096	¥1,756
要介護5 [152250]	617	¥6,447	¥4,512	¥1,935

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152341]	570	¥5,956	¥4,169	¥1,787
要介護2 [152342]	673	¥7,032	¥4,922	¥2,110
要介護3 [152343]	777	¥8,119	¥5,683	¥2,436
要介護4 [152344]	880	¥9,196	¥6,437	¥2,759
要介護5 [152345]	984	¥10,282	¥7,197	¥3,085

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152346]	584	¥6,102	¥4,271	¥1,831
要介護2 [152347]	689	¥7,200	¥5,040	¥2,160
要介護3 [152348]	796	¥8,318	¥5,822	¥2,496
要介護4 [152349]	901	¥9,415	¥6,590	¥2,825
要介護5 [152350]	1,008	¥10,533	¥7,373	¥3,160

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152441]	658	¥6,876	¥4,813	¥2,063
要介護2 [152442]	777	¥8,119	¥5,683	¥2,436
要介護3 [152443]	900	¥9,405	¥6,583	¥2,822
要介護4 [152444]	1,023	¥10,690	¥7,483	¥3,207
要介護5 [152445]	1,148	¥11,996	¥8,397	¥3,599

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ [156099]※	22	¥229	¥160	¥69
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [156104]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額3割)			

利用された方のみ算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ [155301]	40	¥418	¥292	¥126
送迎を行わない場合(片道) [155612]	-47	¥-491	¥-343	¥-148

第1号通所サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 [A61111]	1,798	¥18,789	¥13,152	¥5,637
要支援2 [A61121]	3,621	¥37,839	¥26,487	¥11,352

利用される方全員に算定される加算

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1 [A66011]※	88	¥919	¥643	¥276
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2 [A66012]※	176	¥1,839	¥1,287	¥552
介護職員等処遇改善加算Ⅲ [A66111]※	月間利用総単位数の8.0% (利用者負担額3割)			

※ 支給限度額管理対象外

